

鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部
を改正する規則

鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則（昭和42年6月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「委員」の次に「(教育委員会が別に定める委員を除く。)」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。